

○通信教育受講生の面接授業に要する期間の休暇の取扱に関する通達

昭和 33 年 7 月 22 日

海幕総人第 2 号の 136

通信教育受講生の面接授業に要する期間の休暇の取扱に関する通達

標記について、防衛庁長官から別添のとおり通達があつたので、これにより処理されたい。

なお、当該休暇を付与したときは、幹部自衛官にあつては海上幕僚長へ、1 等海曹以下の自衛官にあつては任命権者へ、順序を経て報告、通報するものとする。